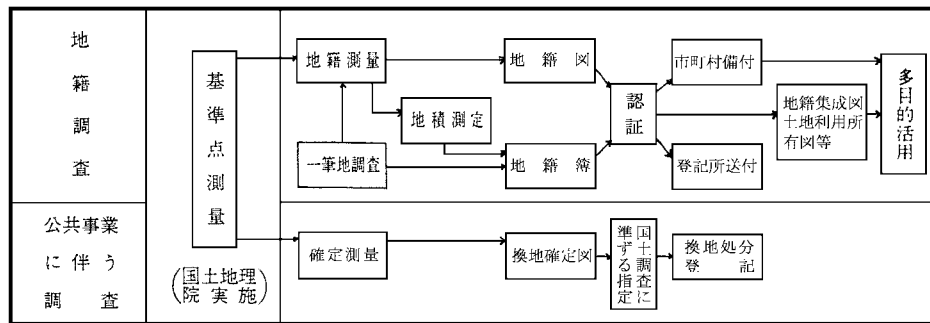


地籍調査作業手順



3等三角点以上の点をもとにして、4等三角点を設ける。以下の測量はこれらの点から行なう。

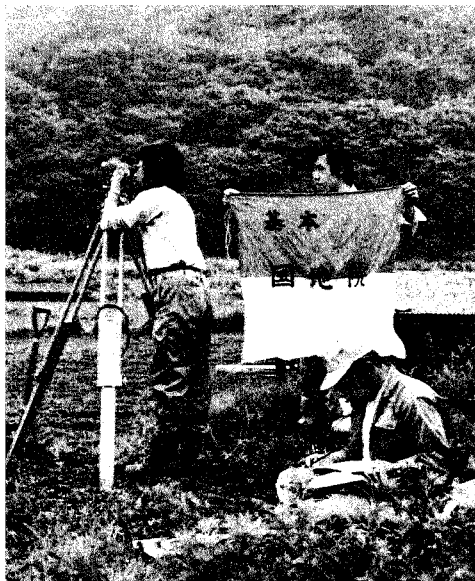
一筆地調査
所有者
所在、地番
地目、境界

現地が図上で測定する。

公告
閲覧

知事
主務大臣

地籍調査管理事業



▲国土地理院と市職員による三角点の調査確認

市では、本年度より地籍調査事業を実施することになりました。この調査は、国土調査法に基づいておこなう調査で、土地の国勢調査とも言われるたいせつな調査であらゆる地目の土地の境界を明らかにして、一筆ごとに地番、地目を調査し登記簿に記載された所有者の確認とあわせて境界の測量及び面積の測量をおこない、その結果を地図（地籍図）と台帳（地籍簿）を作り、皆さんの土地の正確な位置、形、地番、地目、面積を明らかにするものです。

市では、本年度より地籍調査事業を実施することになりました。この調査は、国土調査法に基づいておこなう調査で、土地の国勢調査とも言われるたいせつな調査であらゆる地目の土地の境界を明らかにして、一筆ごとに地番、地目を調査し登記簿に記載された所有者の確認とあわせて境界の測量及び面積の測量をおこない、その結果を地図（地籍図）と台帳（地籍簿）を作り、皆さんの土地の正確な位置、形、地番、地目、面積を明らかにするものです。

② 個人財産保護の必要性
現在土地に対する所有権の裏づけは、分間図にたよるしかありません。しかし、この分間図は明治の初期に公租を目的に作成したた

③ 地籍調査の必要性
(1) 土地に関する資料としての必要性
現在使用している分間図、絵図は、土地登記台帳に記載されている形状、面積等は現況とはなはだしく異なり、不動産の商品化が進んでいる現在、個人の財産を正確に表示しなければならぬと考えられます。また、土地の流動化に伴ない境界紛争が多発することが考えられ、この調停にも決定づける資料がないため、この紛争を根絶することができない現状でありこれらの問題を解決する意味でも必要です。

め、縄伸び等があり不正確なものであります。自分の所有地がどこに位置づけられているかは地番によっておおよそ判明できますが、その境界、面積については分間図にたよることは困難性があります。また道路、水路等の新設拡幅工事によってこれらの敷地となった部分を公の敷地とすることによって個人財産を正確に表示し確認することが必要であります。

(3) 市の開発、発展性からの必要性
市の長期総合計画等により、今後市が発展して行くことが想定される現在、その基礎となる土地に関する資料を整備し、市内の地形地域性を適確に把握し、地域にあった行政を進めるためです。

④ 地籍調査の効果
(1) 正確な面積、形状を把握できます。
現況と一致した面積、図面が作成されるため、土地の交換分合、道路の拡幅、整備等、農業経営の合理化に自主的に取り組むことができます。

(2) 境界紛争がなくなります。
一筆ごとに測量する時点で境界の確認をおこないますので、境界紛争は絶滅いたします。

(3) 災害等によって境界が不明になった場合も、この調査が実施しあれば原形に復旧することが可能です。

(4) 公平な課税ができます。
地目・面積が台帳・現況との相

地籍の明確化と
新しい町づくりの基礎に
地籍調査事業を実施